

相続税法第 24 条「定期金に関する権利の評価」の見直しについて

「相続税法第 24 条」で規定される「定期金に関する権利の評価」について、現行の評価方法による評価額が、実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を理由に、一部改正が行われますのでご確認ください。

■相続税法第 24 条

相続税法第 24 条は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において、定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額を定めたもので、生命保険契約においては相続・遺贈・贈与時点における年金を受け取る権利（年金受給権）の評価に適用されます。

■改正概要

平成 23 年 4 月以降、年金受給権等の定期金に関する権利の価額について、以下「評価方法の改正内容」に記載の改正後の評価方法が適用されます（既契約も含まれます）。

なお、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに契約締結し、かつその期間内に発生した相続・遺贈・贈与についても、一部（確定給付企業年金等）を除き、改正後の評価方法が適用されます。

■評価方法の改正内容

【現 行】

1. 確定年金の場合

残存期間に受取るべき年金総額×評価割合

残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

2. 終身年金の場合

一年間に受取る金額×権利取得時の被保険者の年齢に応じた倍率

被保険者の年齢	25歳以下	25歳超 40歳以下	40歳超 50歳以下	50歳超 60歳以下	60歳超 70歳以下	70歳超
評価割合	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

3. 保証期間付終身年金の場合

保証期間の残存期間を確定年金として 1. で計算した評価額と、終身年金として 2. で計算した評価額のいずれか高い方の金額

【改正後】

1. 確定年金の場合：次の①～③のいずれか多い金額

- ①解約返戻金の金額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額
- ③一年間に受けるべき金額×残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率

2. 終身年金の場合：次の①～③のいずれか多い金額

- ①解約返戻金の金額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額
- ③一年間に受けるべき金額×平均余命に応ずる予定利率の複利年金現価率

3. 保証期間付終身年金の場合

保証期間の残存期間を確定年金として 1. で計算した評価額と、終身年金として 2. で計算した評価額のいずれか多い金額

※個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。